

# 1 か月湛水管理ほ場一覧報告書 (記入例)

下記ほ場について、1 か月湛水管理を行いましたので、湛水がわかる写真とともに提出します。

集落名 馬場町

氏名 鶴岡太郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (㎡)	湛水期間
0010	001	馬場町 9-25(1)	1,500	令和6年5月10日～令和6年6月20日
				
		<p>※写真裏面(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・馬場町 9-25(1)</li> <li>・湛水開始(令和6年5月10日撮影)</li> </ul>		<p>※写真裏面(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・馬場町 9-25(1)</li> <li>・湛水終了(令和6年6月20日撮影)</li> </ul>
		<p>全面が水張りできていない場合は写真の提出があったとしても、対象外となりますので注意してください。</p> <p>【参考】湛水したと認められない写真(例)</p> 		<p>【令和5年度事例】</p> <p>事例①</p> <p>圃場: 平場(改良区管内)</p> <p>作物: 枝豆(早生)</p> <p>時期: 8月上旬～9月上旬</p> <p>事例②</p> <p>圃場: 中山間(改良区管内)</p> <p>作物: そば</p> <p>時期: 5月中旬～6月中旬</p>

合計 1,500

- ◎ 湛水管理を行うほ場ごとの写真(湛水開始時点と終了時点の2枚)を添付してください。  
 ※写真裏面に地番地名と湛水開始・終了のどちらの写真かわかるよう記入してください。  
 ※圃場の位置がわかるよう2回とも同じ位置、同じ方向で背景を入れて撮影してください。

- ◎ 協議会で別途水田機能(畦畔、用水施設)の現地確認を実施します。

< 注意点 >

- 水深等の基準については、水稻作付と同等とし圃場全体に水面が確認できる状態としてください。
- 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。
- 湛水を行う場合は、湿害など隣地圃場への影響や灌水のルール等に十分に配慮してください。
- 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- 湛水管理を行う場合は、営農計画書の異動の内容欄に記載いただくか、事前にJA、農政課にご報告ください。